

共同基金の配分申請受付のお知らせ

前橋市内の民間福祉事業を支援します



「赤い羽根基金」でおなじみの共同基金。この共同基金は、市民のみなさまからの貴重な浄財が財源です。共同基金の配分を希望する団体は、**6月30日(金)**までに、所定の申請書を前橋市支会へご提出ください。

なお、事業経費配分と運営費配分につきましては、9月受付でも実施いたしますので、詳細は事務局までお問い合わせください。

運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】

前橋市内で活動する任意団体

【配分上限額】5万円(千円未満切捨)

【対象外経費】

- ・他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等
同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費

事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- ・地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

【申請できるのは…】

- ①前橋市内で活動するNPO法人、任意団体等
- ②保育所・学童保育所・地域活動支援センターを
経営または運営する法人・団体

【配分上限額】

50万円(対象経費の75%以下、千円未満切捨)
1申請で3事業まで申請可能

【対象外経費】

- ・申請者の組織や管理運営に係る経費
- ・備品購入はかかる経費の2分の1以下

施設・設備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品を整備する事業

【申請できるのは…】

- ①前橋市内で活動するNPO法人、任意団体等
- ②保育所・学童保育所・地域活動支援センターを
経営または運営する法人・団体

【配分上限額】

75万円(対象経費の75%以下、千円未満切捨)

- ・施設整備は法人のみ申請可とし、申請法人所有または長期貸借契約の民間物件に限る。
- ・備品は原則として単価10万円以上かつ耐用年数1年以上のもの

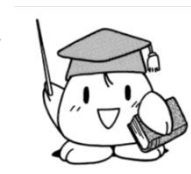
なお、車両購入については対象外です。ご希望の団体は県共同基金までご相談ください。

前橋市支会で受付するのは

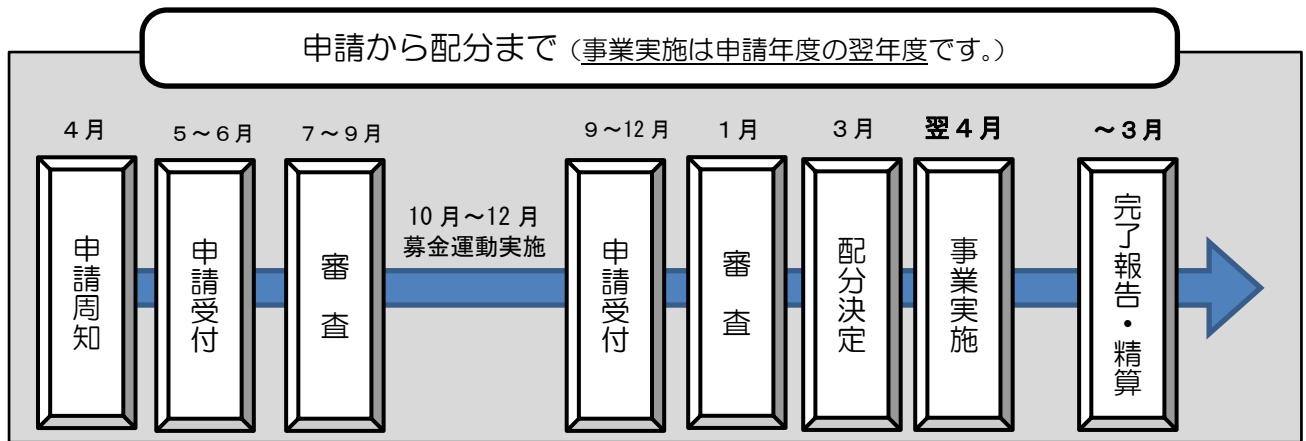
前橋市内で活動するNPO法人・団体・保育所・学童保育所・地域活動支援センターなど地域性の高い団体が対象です。

(それ以外は県共同基金会で受付します。)

※行政からの委託事業や、介護保険事業は対象外です。



裏面もご確認ください。



※9月の申請受付は、事業経費と運営費のみになりますので、ご注意ください。審査は、必要に応じて現地調査、ヒアリング調査を行います。

★配分対象事業の例示★

- **NPO法人**では・・・
子育て支援によるカウンセリング事業、障がい児者交流と家族支援、地域における世代間交流等の居場所づくり事業、研修事業など
- **任意団体**では・・・
読み聞かせグループの絵本購入、芸能ボランティアとしての楽器購入、子ども食堂の運営費など
- **保育園**では・・・
子育て支援によるパパママ教室、親子料理教室の開催、遊具の購入、プール日除けの設置など
- **地域活動支援センター**では・・・
地域行事等の地域交流事業の開催、通所者用駐輪場の新設、デッキ・フェンス改修など
- **学童保育所**では・・・
利用児童と地域住民との交流体験事業、ロッカーの購入、調理場の改修など



申請受付期間

第1回目

令和3年5月10日（月）～ **6月30日(水)締切**
（締切日必着、郵送不可）

第2回目

令和3年9月1日（水）～12月15日（水）締切
（締切日必着、郵送不可）

※ただし、第2回目に受付できる経費は、事業経費及び運営費配分のみとなります。施設・設備・備品整備配分は第1回目のみの受付となりますのでご注意ください。

受付窓口：共同募金会前橋市支会
（前橋市社会福祉協議会ボランティアセンター）

★申請書等のダウンロードは・・・



申請ページ QR コード

この配分では、地域福祉活動計画に沿った事業など、前橋市域内全体を見渡しながろーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

お問い合わせ先：群馬県共同募金会前橋市支会
（前橋市社会福祉協議会ボランティアセンター）

〒371-0017 前橋市日吉町二丁目17-10

TEL/FAX:027-232-3848

メールアドレス：m-vc@mae-shakyo.or.jp